

「リバウンド警戒期間」中の対応について

新型コロナウイルスの全国的な感染者数がピーク時の半分程度となり、病床使用率や自宅療養者数も低下傾向にあることから、国は、東京都など18都道府県について、令和4年3月21日（月）が期限となっていた「まん延防止等重点措置」を解除することを決定しました。

まん延防止等重点措置が解除されるものの、新規感染者数は未だ高水準にあり、年度末・新年度の人の流れが多い時期であるため、東京都は、令和4年3月22日から4月24日までを「リバウンド警戒期間」に決定しました。

「リバウンド警戒期間」中も本区では、教育・保育施設での感染拡大を防ぐため、これまでの感染対策を緩めることなく、保育を実施してまいります。

保護者の皆様には、引き続き下記の感染対策等にご理解とご協力をいただき、お子様の体調管理をお願いいたします。

なお、今後、国や東京都の通知に伴い、以下の対応に変更が生じる場合には、改めて通知いたします。

記

- 1 園内に陽性者が発生した場合について
 - お子さん・担任に陽性者（※）が発生した場合、**濃厚接触者の特定まで対象者のクラスを閉鎖**します。
 - （※）最終登園（勤務）日が発症日（無症状の場合は検査日）の2日以内の陽性者が対象です。
 - ただし、**陽性者又は濃厚接触者が複数発生するなど集団感染のおそれのある場合は、濃厚接触者の特定後もクラス閉鎖を継続**する場合があります。
- 2 登園を控えていただく場合
 - （1）体調不良時の登園は厳に控えてください。
 - （2）同居のご家族に発熱・咳など体調不良がある場合も登園を控えてください。
 - （3）同居のご家族が体調不良によりPCR検査を受けた場合は、そのご家族の陰性が判明するまで登園を控えてください。
 - （4）同居のご家族が濃厚接触者となった場合は、そのご家族の健康観察期間が終了するまでは登園を控えてください。

※感染者の同居家族の健康観察期間は、感染者の発症日か、発症により感染対策を行った日の遅い方を0日目として、7日間（8日目解除）です。
その同居家族の療養期間が終了するまで、ご家庭での保育について可能な範囲でご検討をお願いいたします。
- 3 家庭での保育

「リバウンド警戒期間」中は、集団における感染拡大防止の観点から、可能な範囲でご家庭での保育のご検討をお願いいたします。
- 4 保育料について
 - （1）保育所・認定こども園の0～2歳児クラスの保育料は、陽性や濃厚接触者となり、自宅待機等となった日数やクラス閉鎖の日数などに応じて日割り計算します。
 - （2）また、「リバウンド警戒期間」中に、ご家庭での保育にご協力いただいた場合は、その日数に応じて日割り計算します。